

# 伯耆町ファミリーサポート事業について

## ◆ ファミリーサポート事業とは

子育ての手伝いができる人（支援会員）と、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、地域で子育ての助け合いを行う、子育て相互援助活動事業です。  
会費や保険料はいりません。

## ◆ 会員の条件

伯耆町に居住している方及び伯耆町内に勤務している方なら年齢・性別の制限なく、どなたでも会員になれます。

- ・支援会員：子どもの好きな人。育児経験のある人。
- ・依頼会員：18歳未満の子どもの保護者。
- ・両方会員：子どもを預かってもらうこともあるけど、子どもの預かりもしたい人。

## ◆ 手助けできる内容

ファミリーサポート事業で行う援助は、それが必要な場合に子どもへの対応を目的とするもので、軽易で短期的、補助的なものです。

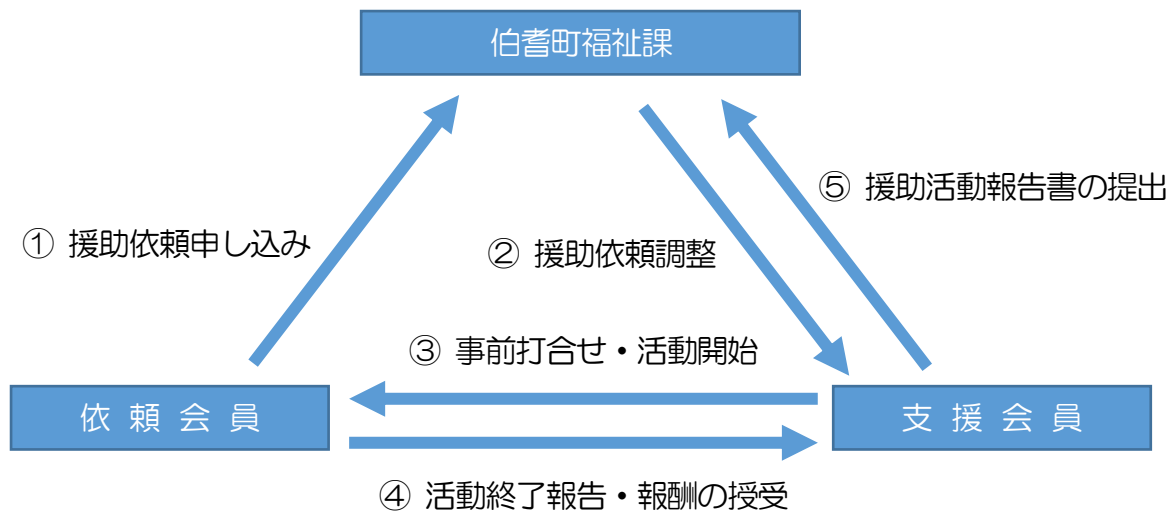
## ◆ 具体的な援助の内容

- ・保育施設の保育開始前や終了後預かること
- ・保育施設等までの送迎をすること
- ・学校の放課後、放課後児童クラブ終了後、長期休業に預かること
- ・その他必要な援助

## ◆ 利用料金

- 1 1時間500円です。（ただし、1時間経過後は30分250円とします。）
- 2 援助開始から1時間は1時間単位、その後は30分単位とし、それに満たない場合は切り上げて計算します。
- 3 複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額となります。
- 4 送迎の場合は、支援会員がその援助活動のため家を出たときからの時間となります。
- 5 取消料については、次のとおり依頼会員が支援会員に支払います。
  - ① 前日までの取消……………無料
  - ② 当日取消……………支払予定額の半額
  - ③ 無断取消……………支払予定額の全額
- 6 自家用自動車の燃料代、食事代（ミルク・おやつ代）等については、依頼会員が実費を支払います。

## ◆ 利用・活動の流れ



- ① 伯耆町福祉課に連絡します。（電話 0859-68-5534）
- ② 町は支援会員に連絡します。
- ③ 依頼会員と支援会員は事前打合せを行います。
- ④ 支援会員は、援助活動が終わったら援助活動報告書を書き、依頼会員に提示します。
- ⑤ 依頼会員は支援会員に決めた金額を払い、援助活動報告書に確認のサインをします。
- ⑥ 支援会員は、月に1回（毎月5日までに）援助活動報告書を町に提出します。

※ 援助活動の時間は、原則として午前7時から午後9時です。

## ◆ 援助活動の場所

支援会員の自宅、地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定します。宿泊は行いません。

## ◆ 相互援助活動にあたっての約束

- お互いのプライバシーは守りましょう。援助活動の中で知り得た家族の事情等については、他人にもらしてはいけません。退会後も同様です。
- 援助活動を通じて、物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動及び政治活動等を行ってはいけません。
- 町への連絡なしに、会員同士での援助活動は行わないでください。（補償保険の適用はできません。）
- 依頼会員は、申し込みした内容以外の援助を要求してはいけません。
- 報酬は、必ず支払って（受け取って）ください。
- 支援会員は、援助活動を行うにあたっては、児童に事故が生じないように安全及び衛生に十分配慮してください。